相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市芸濃町忍田二五七番地、最後の住所三重県松阪市嬉野中川町一五二八番地

一〇一　被相続人　亡　前田　靜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津八階

相続財産管理人　弁護士　伊賀　恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県栗東市六地蔵四六〇番地八、最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字石原一番地三

三　被相続人　亡　小林　吉行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

事務所滋賀県東近江市佐野町四〇三番地六

相続財産管理人　岡田　史枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府木津川市加茂町法花寺野里二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　稲田　暢夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一烏丸ビル五階　上田・小川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古郡播磨町古田二丁目六八七番地五、最後の住所兵庫県加古郡播磨町古田二丁目一番八号　被相続人　亡　岩藤　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

事務所神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル一〇階弁護士法人

神戸あじさい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増田　正幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区湯来町大字多田三一三六番地、最後の住所広島市南区宇品御幸四丁目一四番九号　被相続人　亡　小田美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

広島市佐伯区八幡四丁目四番三五号

相続財産管理人　平田真二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区白木町大字市川一六八七番地一六八八番地の一合併、最後の住所福岡県田川市春日町七番二号

被相続人　亡　美戸ミスノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

広島市佐伯区八幡四丁目四番三五号

相続財産管理人　平田真二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区三宅四丁目五五八番地一、最後の住所広島市中区大手町五丁目五番一〇―三〇一号　被相続人　亡　小瀧　義憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

事務所広島市佐伯区八幡四丁目四番三五号

相続財産管理人　平田真二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市大西町宮脇甲一四八一番地、最後の住所愛媛県今治市波方町養老甲一〇〇六番地　被相続人　亡　新居田節美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

愛媛県今治市常盤町四丁目四番地九

相続財産管理人　弁護士　髙井　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市五台山三二五六番地、最後の住所高知県高知市五台山二九一五番地

被相続人　亡　大野　祥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

高知市小津町四番一号矢野公士法律事務所

相続財産管理人　弁護士　矢野　公士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県豊前市大字赤熊一九四番地、最後の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎一三一番地　被相続人　亡　大森喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

福岡県福岡市中央区大名二―四―三〇西鉄赤坂ビル一〇階伊達法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長倉　忍

無縁墳墓等改葬公告

墓域内墳墓使用状況適正化のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

平成二十三年四月二十六日

一、墳墓等所在地　東京都世田谷区代沢三丁目二四一番

一、墳墓等の名称　森巖寺墓地　善導一―四　大久保家

一、死亡者の本籍及び氏名　善導一―四　不詳　大久保宏

一、改葬を行おうとする者　東京都世田谷区代沢三丁目二七番一号　宗教法人森巖寺　代表役員　加藤　昌康

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十三年三月三十一日厚生労働大臣の承認により終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

大阪府東大阪市岩田町二丁目三番一号

タツタ電線株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

中野紳一郎

第26期決算公告

平成23年4月26日

北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号

株式会社三井電器

代表取締役社長　南　正貴

貸借対照表の要旨　（平成23年1月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	127,994	流動負債	83,785
固定資産	469,688	固定負債	20,000
		負債合計	**103,785**
		株主資本	493,898
		資本金	299,400
		資本剰余金	99,000
		資本準備金	99,000
		利益剰余金	95,498
		その他利益剰余金	95,498
		（うち当期純利益）	(20,559)
		純資産合計	**493,898**
資産合計	597,683	**負債・純資産合計**	597,683